物　品　貸　借　契　約　書

宮崎県（以下「甲」という。）が次に掲げる物品（以下「貸付物品」という。）を、

　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）に貸し付けることについて、

甲及び乙は、下記の条項により契約を締結する。

品名及び数量

（目　的）

第１条　貸付物品の使用目的、貸付期間、使用場所及び貸付料は、次のとおりとする。

　１　使用目的　　幼児児童生徒に対する合理的配慮の提供のため

　２　貸付期間　　令和　　年　　月　　日　から　令和　　年　　月　　日まで

　３　使用場所

　４　貸付料　　無償

（費用の負担）

第２条　貸付期間における貸付物品の引渡し、使用、維持、修繕及び変換に要する費用は、乙の負担とする。

（使用上の制限）

第３条　乙は、貸付物件を修繕、その他現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、軽微な修繕をしようとする場合を除く。

（権利譲渡等の禁止）

第４条　乙は、貸付物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

（目的使用外の禁止）

第５条　乙は、貸付物品を使用目的以外の用途に供してはならない。

（損害賠償）

第６条　乙は、貸付物品の全部又は一部を亡失し、または損傷したときは、甲に対し、直ちにその状況を報告しなければならない。

２　乙は、乙の責に帰すべき理由により、貸付物品を亡失し、又は損傷したときは、甲に対し、その損害を賠償しなければならない。

（貸付物品の返却）

第７条　乙は、貸付期間の満了後は、速やかに貸付物品を返却しなければならない。

２　乙が、貸付期間の満了後においても貸付物品を返却しないことにより、甲に損害を与えた場合は、乙はその賠償の責任を負うものとする。

（協　議）

第８条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約条項に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

　この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

　　令和６年　　　月　　　日

甲　　宮崎県立　　児湯るぴなす支援学校

校　　長　　山　元　秀　樹　　　　　　印

乙

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印